

議会議案第 4 号

鎌倉市議会ハラスメント防止条例の制定について

鎌倉市議会ハラスメント防止条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 9 月 26 日 提出

提出者 鎌倉市議会総務常任委員長 岡田 かずのり
同 同 総務常任副委員長 上 野 学

（提案理由）

鎌倉市議会におけるハラスメントの未然防止及び発生時の迅速かつ適切な対応を図るため、鎌倉市議会会議規則第15条第2項の規定により提出するものである。

鎌倉市議会ハラスメント防止条例

ハラスメントは他者の人権を侵害する決して許されない行為である。また、その影響により個人の能力を発揮することを妨げ、ひいては組織の健全な発展に甚大な被害を与える悪質な行為である。そして、ハラスメントは絶対に起きない行為ではないことを認識したうえで、その未然防止及び発生時の迅速かつ適切な対応を期することが強く求められている。

鎌倉市議会は、議員及び職員が人格を尊重されながら、他者と健全な関係を築ける環境を確保することで、個人が健やかに職務に従事することにより、市民の負託に応え、健全かつ公正な市政運営を実現できるよう、ハラスメントのない議会を目指すことを決意し、本条例を制定する。

(目的)

第1条 本条例は、鎌倉市議会におけるハラスメントの防止及び発生時の適切な対応を定めることにより、鎌倉市議会議員及び鎌倉市職員が安心してその職責を遂行できる環境の確保を図り、もって市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 議員 鎌倉市議会議員である者をいう。

(2) 職員等 鎌倉市に勤務する者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員

イ 市長、副市長及び教育長

ウ 市の各機関を役務の提供先とする派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）

(3) 職場 議員及び職員等（以下「議員等」という。）がその職務を遂行する場所（出張先その他議員等が通常業務を遂行する場所以外で実質的に職場と同視すべき場所等を含む。）をいう。

(4) ハラスメント 議員等により行われる次に掲げるものをいう。

ア セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の議員等を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、議員等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、議員等の人格若しくは尊厳を害し、又は議員等の職場環境を害することをいう。

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場における次に掲げるものをいう。

(ア) 議員等に対する次に掲げる事由に関する言動により当該議員等の職場環境が害されること。

- a 妊娠したこと。
- b 出産したこと。
- c 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。
- d 不妊治療を受けること。

(イ) 議員等に対する妊娠、出産、育児、介護若しくは不妊治療に係る通院等に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該議員等の職場環境が害されること。

エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、職場において行われる業務上の適正な範囲を超えて、人格及び尊厳を侵害する言動により、議員等に精神的若しくは肉体的苦痛を与え、又は職場環境を害することをいう。

- (5) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため議員等の勤務環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して議員等がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

(適用範囲)

第3条 本条例は次のハラスメントを対象とする。

- (1) 議員が議員に対して行うハラスメント
- (2) 議員が職員等に対して行うハラスメント
- (3) 職員等が議員に対して行うハラスメント

(議長の責務)

第4条 議長は、議会におけるハラスメントの防止を図るため、議員に対する定期的な実態調査の実施、議員研修の実施及びその他必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントが行われた場合又はセクシャル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(議員の責務)

第5条 議員は、ハラスメントが議員等の尊厳を傷つけ、活動意欲や労働意欲を低下させ、職場環境を害することを自覚するとともに、議員等の人格を尊重して活動しなければならない。

- 2 議員はハラスメントがあったと疑われたときは、自ら疑惑の解消に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。
- 3 議員は、他の議員等がハラスメントに当たる言動を行っていると思料される事態に遭遇したときは、当該議員等に対して厳に慎むべき旨を指摘する等の対応に努めなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 議長は、ハラスメントに関する相談を受けるための外部窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するものとする。

- 2 ハラスメントによる被害を受けたと感じる、又はその事実があると思料する議員等は、相談窓口に対し、ハラスメントに関する相談をすることができる。
- 3 相談窓口は、ハラスメントに関する相談があった場合、相談者（前項に規定する相談をした者をいう。以下同じ。）の意向を確認の上、その内容を議長に報告する。

(ハラスメント対策委員会の設置)

第7条 議長は、相談窓口からハラスメントに関する報告を受けた場合は、ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、相談窓口の報告に対し、その事案の内容に応じて、事実関係の把握、当該事案の解決に向けた紛争に係る当事者間の調整その他必要な対応を行うものとする。

(申立て等)

第8条 相談者は、委員会に対し、前条第2項に規定する対応によりその解決が図られない事案について、書面により事実関係の調査を申し立てることができる。

2 委員会は、申立人（前項の規定により調査を申し立てた者をいう。以下同じ。）の申立てを受領したときは、その内容について、別に定める基準に該当する場合を除き、申立てを受理するものとする。

(第三者ハラスメント調査・審査会の設置)

第9条 議長は、委員会が前条第2項の規定により申立てを受理したときは、事実関係の調査等を行うための第三者的立場にある者で構成されるハラスメント調査・審査会（以下「調査・審査会」という。）を設置する。

(調査・審査会の実施)

第10条 調査・審査会は、次に掲げる事項について調査、審査及び決定等を行い、結果を議長に報告する。

- (1) 事実認定
- (2) ハラスメントの該当性
- (3) 公表その他必要な措置に関すること

(議員等の協力義務)

第11条 第8条第2項の規定による申立てにおいてハラスメントを行ったとする者（以下「被申立人」という。）は、前条第1項に規定する調査、必要な資料の提供及び会議への出席等を求められたときは、調査・審査会に協力しなければならない。

(弁明)

第12条 議長は、被申立人が第10条第1項に規定する調査によりハラスメントに該当することが認められた場合、当該被申立人が調査・審査会において弁明する機会を与えなければならない。

(再発防止措置)

第13条 議長は、調査・審査会の結果に基づき、議会における対応が必要と認めるときは、被申立人である議員又はすべての議員に対し、注意喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の再発防止策を講ずるものとする。

(再発防止措置の要請)

第14条 議長は、調査・審査会の結果に基づき、市長における対応が必要と認めるときは、被申立人である職員等又はすべての職員等に対し、注意喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の再発防止策を講ずるよう、市長に対して要請するものとする。

(議員の公表等)

第15条 議長は、第10条第1項に規定する調査によりハラスメントに該当することが認め

られた場合、調査・審査会の結果に基づき被申立人である議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。

(一般職の職員に係る懲戒処分等の措置の要請)

第16条 議長は、第10条第1項に規定する調査によりハラスメントに該当することが認められた場合、調査・審査会の結果に基づき被申立人である第2条第2号アに規定する一般職の職員について、市の基準に基づく懲戒処分等の措置をするよう、市長に対して要請するものとする。

(特別職の職員に係る公表等の要請)

第17条 議長は、第10条第1項に規定する調査によりハラスメントに該当することが認められた場合、調査・審査会の結果に基づき被申立人である第2条第2号イに規定する特別職の職員について、氏名の公表その他必要な措置を講ずるよう、市長に対して要請するものとする。

(派遣労働者に係る措置の要請)

第18条 議長は、第10条第1項に規定する調査によりハラスメントに該当することが認められた場合、調査・審査会の結果に基づき被申立人である第2条第2号ウに規定する派遣労働者について、必要な措置を講ずるよう、市長に対して要請するものとする。

(プライバシーの保護)

第19条 議員等、委員会の委員、調査・審査会の委員及びその他事案の処理に携わる者は、事案に係るプライバシーの保護に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(措置等の代行)

第20条 議長が対象者（相談者、第6条第2項に規定する相談の対象、申立人又は被申立人をいう。以下同じ。）となったときは、この条例において議長が行うこと又は議長に行うこととされている措置等は、副議長が行う又は副議長に対して行うものとする。

2 前項において、議長及び副議長がともに対象者となったときは、対象者に該当しない期数の最も多い議員が行う又は期数の最も多い議員に対して行うものとする。

3 前項において、期数の最も多い議員が複数いる場合には、期数の最も多い議員中で年長の議員とする。

(継続的な検討)

第21条 議会は、この条例の定める事項について検討を加える必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用する。